

令和 7 年 3 月定例会 意見書一覧表

件名	提 出 者	賛 成 者
〔発議第 2 号〕 介護報酬改定に伴う訪問介護の基本報酬引き下げ の早急な見直し等を求める意見書提出について (令和 7 年 3 月 1 3 日 採択)	阿 部 隆 弘	阿 部 沙 希 栗 栖 陽 介 松 野 美哉子
〔発議第 3 号〕 持続可能な学校の実現をめざす意見書提出につい て (令和 7 年 3 月 1 3 日 採択)	阿 部 隆 弘	阿 部 沙 希 栗 栖 陽 介 松 野 美哉子

発議第2号

介護報酬改定に伴う訪問介護の基本報酬引き下げの
早急な見直し等を求める意見書提出について

介護報酬改定に伴う訪問介護の基本報酬引き下げの早急な見直し等を
求める意見書を、中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別
紙のとおり提出する。

令和7年3月13日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

賛成者 中標津町議会議員 阿 部 沙 希

中標津町議会議員 栗 栖 陽 介

中標津町議会議員 松 野 美哉子

介護報酬改定に伴う訪問介護の基本報酬引き下げの 早急な見直し等を求める意見書

介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければならない。

しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬を引き下げた。

これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

東京商工リサーチの調査によると、令和5年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増している。

また、厚生労働省の調査では訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であり、介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている。

特に、本町においては積雪寒冷地であり、面積も広く、移動時間を要し、移動が必要な訪問介護には、移動時間が介護報酬の対象とならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受け、大変厳しい状況となっており、高齢化により人材確保も困難な状況にある。

町内の訪問介護4事業所の中のある事業所では、10人いたスタッフが4人となり、さらにその4名全員が退職予定で事業を本年3月で休止せざるを得ない状況となっている。このままでは、利用者25名がサービスを受けられず、大変な事態となる。もうひとつの事業所では、事業後継者不在により、令和8年3月に廃止予定となっている。

さらに、ショートステイ、デイサービスセンターでは、職員が3名退職、3月には5名退職予定により、ショートステイ受け入れを一時休止、デイサービスも週6日から5日に縮小するなど、深刻な状況となっており、介護サービス全体に影響を及ぼしている。

運営資金につながる基本報酬を下げてしまえば、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白である。また、5段階ある処遇改善加算の要件は、加算率の高い賃金体系の整備や経験技能のある職員の配置など厳しい要件のため、小規模事業者が取得することは困難である。

訪問介護の基本報酬の引き下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねない。

よって、政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬引き下げによる影響について早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。その上で、訪問介護の基本報酬引き下げの見直しを含めた介護報酬の改定を行うこと。
- 2 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
- 3 訪問介護事業所の経営難の原因の1つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月13日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

発議第3号

持続可能な学校の実現をめざす意見書提出について

持続可能な学校の実現をめざす意見書を中標津町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月13日提出

中標津町議会議長 後 藤 一 男 殿

提出者 中標津町議会議員 阿 部 隆 弘

賛成者 中標津町議会議員 阿 部 沙 希

中標津町議会議員 栗 栖 陽 介

中標津町議会議員 松 野 美哉子

持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

「骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針）2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」では、中央教育審議会「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

本町においては、部活動の地域移行を進めるにあたり、協議会を立ち上げる予定があり、また、各学校においては、「北海道教育委員会働き方改革アクションプラン」に基づき、一斉退勤日を設けるなどの取り組みが実施されているが、抜本的な業務改善には至っていない。そのため財源措置も重要である。

学校の働き方改革の前進を図るとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。また、2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施を欠かすことはできない。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求め、学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、部活動の地域移行をさらに進めるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 2 具体的業務削減策として、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 3 教職員定数改善を実施すること。
- 4 教員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する法制度の整備を行うこと。
- 5 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

北海道中標津町議会議長 後 藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 文部科学大臣